

有価証券取引税廃止で 税収大幅アップ

- 個人投資家は税制に敏感に反応 -
懸念される申告分離課税一本化

平成 12 年 4 月 26 日

株式会社 大和総研

[要約]

1. 平成 11 年 4 月 1 日に有価証券取引税が廃止され、株式市場好転の引金を引いた。個人の株式売却代金は、平成 11 年年初には月間 1 兆円未満のペースであったものが、有価証券取引税廃止をきっかけに個人の株式取引は活発化し、年末には月間 5 兆円のペースとなった。
2. 個人投資家は税制の変化に敏感に対応する。単に税制に基づく直接の投資採算だけでなく、個人投資家はその後、政府の資本市場育成に対する姿勢を読み取ろうとしているように思われる。
3. 個人の株式取引が活発化した結果、株式キャピタルゲイン税収は急増した。平成 11 年度は株式キャピタルゲイン税収は約 4,300 億円と推定されるが、これは平成 10 年の株式キャピタルゲイン税と有価証券取引税を合計した税収を上回っている。さらに平成 11 年 11・12 月のように、月間 5 兆円の個人の株式の売付けが続くとすれば、年間では約 7,900 億円の株式キャピタルゲイン税収が見込まれる。これは平成 3 年の株式キャピタルゲイン税と有価証券取引税の合計額に迫る水準であり、以後の各年の税収を上回っている。
4. 株式取引に係る税コスト削減こそが、株式取引を活性化し税収を増やす、最も効果的な方法であると考えられる。こうした観点からして、税コスト・アップにつながる申告分離課税一本化は、是非とも避けるべきであると考えられる。

目次

要約

- 1 . はじめに..... P 1
- 2 . 個人の株式取引は活発化..... P 1
- 3 . 株式取引に係る税収アップ..... P 3
- 4 . 株式取引に係る税制の在り方..... P 5

1 . はじめに

平成 11 年(1999 年) 4 月 1 日から、有価証券取引税が廃止された。これに対してわが国の個人投資家はどのように反応したか？これが本レポートのテーマである。データの集計・公表に時間がかかるものもあるし、全てのデータが公表されているわけでもない。しかし、利用できるデータから、状況を概観することはできる。

2 . 個人の株式取引は活発化

図 1 個人投資家の売買代金の推移(東証 1 部)



個人の株式取引は活発化した。例えば東京証券取引所の発表している「投資部門別株式売買代金」のデータを見ると、個人の売付額が月間で1兆円の大台に乗ったのは平成10年1月から平成10年12月の間では、ただ一度だけである(平成10年7月)。買付サイドでは、この間一度も1兆円の大台に乗っていない。

これに対し平成11年3・4月になると、俄然個人の株式売買額が跳ね上がり、しかもそれ以降は従来とははるかにレベルの違う水準で徐々に上昇を続けて年末に至っている。平成11年3月から12月までの間に売却・購入代金が1兆円台であったのはただの一度で、それ以外は一貫して2兆円を上回り、12月には売買とも約5兆円という高水準に達している。

有価証券取引税が廃止されたのは平成11年4月であるから、3月から個人の株式取引が爆発的に伸びたことは合理的な説明が見つからない。これはおそらく、平成13年4月から株式キャピタルゲインが申告分離課税に一本化され、株式取引の税負

担が高まるのだが、その時期を平成 11 年 4 月からと誤解した投資家がいたためではないかと思われる。別の税制変更(有価証券取引税廃止)が行われたのは平成 11 年 4 月であったし、平成 13 年 4 月の申告分離課税一本化が国会で決まったのが平成 11 年 3 月であったので、間違える余地はあったわけである。つまり、個人投資家は 時には誤るとはいえ 証券取引に係る税制の変化には敏感に反応しているのである。

平成 11 年は、4 月以降も年末にかけて、個人の株式取引はより高い水準を固め、さらに増加したのであるから、こちらは有価証券取引税廃止が好感されたためであると思われる。投資家は有価証券取引税廃止を、それ自体好感しただけでなく、政府の全般的な姿勢が株式市場の育成に好意的な方向に向かったと解したものである。

図 2 三市場売買高に占める個人投資家の割合(平成 6 年 1 月～12 年 2 月)



何と云っても、現在に至るまでの株式市場の好調は、平成 11 年 4 月の有価証券取引税の撤廃によって引金を引かれたと云って間違いはないだろう。図 2 は、3 市場(東京・大阪・名古屋)株式売買高に占める個人投資家の比率を示しているが、平成 9 年・10 年には 10%を割ることさえあった個人投資家の割合が、平成 11 年 4 月の有価証券取引税廃止後は 30%前後で推移するようになったことはまさに注目に値する。

3. 株式取引に係る税収アップ

株式取引に係る税としては、キャピタルゲイン税と、平成 11 年 4 月 1 日から廃止された有価証券取引税とがある。

このうち、キャピタルゲイン税については、現在のところ源泉分離課税(直近では売却額の 1.05%が税額)と申告分離課税(直近では、キャピタルゲインすなわち株式譲渡益の 26%が税額)が選択できるようになっている。

表 1 株式の譲渡に係る納税額と平成 11 年分納税額の推計(単位：百万円)

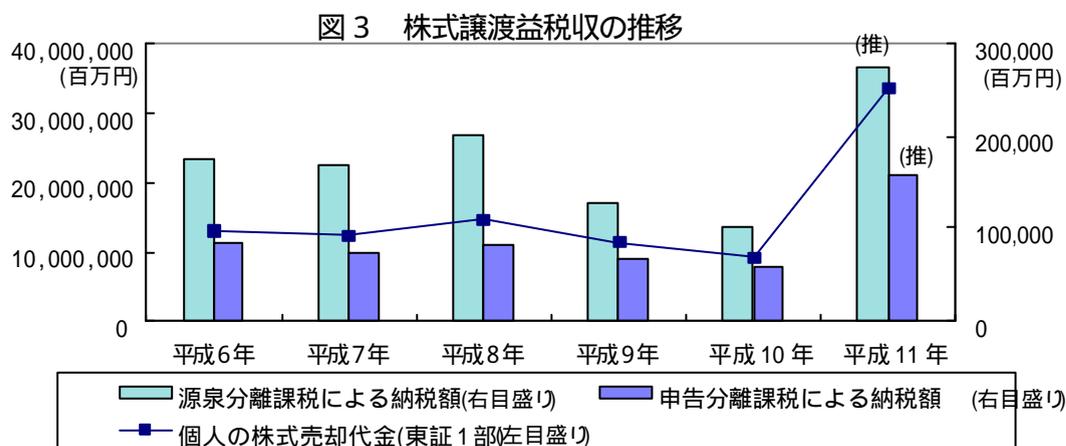
	個人の株式売却代金(東証 1 部)	源泉分離課税による納税額		申告分離課税による納税額		有価証券取引税の納税額	売却代金の増減率
		有取税8割加算	有取税2割加算	有取税8割加算	有取税2割加算		
H. 6 年	12,996,245	174,171	477,474	85,473	161,299	379,129	
H. 7 年	12,226,424	167,762	550,606	73,779	169,490	478,555	-5.9%
H. 8 年	14,483,246	202,002	538,621	82,655	166,810	420,774	18.5%
H. 9 年	11,302,212	127,012	449,094	66,300	146,821	402,603	-22.0%
H.10 年	9,123,267	101,260	255,998	57,944	96,628	193,422	-19.3%
H.11 年	33,718,371	272,983	-	156,209	-	-	269.6%

(注 1)平成 11 年の株式譲渡益税の納税額は、売却代金の増加率をもとに推計

(注 2)平成 8 年 4 月 1 日以降、源泉分離課税の税率は 1.05% (= 5.25% × 20%) に変更。変更前は 1%。

(注 3)株式等に係る有価証券取引税は、平成 8 年 3 月 31 日以前は 0.3%、8 年 4 月 1 日以降 0.21%、10 年 4 月 1 日以降 0.1%、11 年 4 月 1 日以降廃止。

(出所)東証統計月報、国税庁統計年報書をもとに大和総研作成



平成 11 年は個人の株式取引が活発化した結果、源泉分離課税による税収が急増したことは間違いない。この税収は売却代金に 1.05% を掛けて計算できる(つまり両者は比例する)からである。平成 11 年に売却代金と同率で源泉分離課税による税収が増加したとすると、平成 11 年の税収は約 2,730 億(前年比 3.7 倍)という目覚ましい急増を記録したと推定される。

他方、平成 11 年の申告分離課税による税収を正確に推定することは困難である。

申告分離課税の場合、源泉分離課税の場合のように売却代金をベースとした課税ではなく、譲渡益をベースとした課税となっており、この譲渡益を推定することは容易でないからである。しかし、仮に平成 11 年は申告分離による課税も前年に比べ源泉分離による税収と同じように伸びたとの前提を置けば、平成 11 年度の申告分離税収は約 1,560 億円と推定される。

つまり、株式キャピタルゲインに関する税収は平成 11 年には約 4,290 億円(前年比は売却代金増加と同じく約 3.7 倍)と推定される。

表 2 有価証券取引税と株式譲渡益課税の推移(一部推計、単位：百万円)

	昭和 60 年	61 年	62 年	63 年	平成元年	2 年	3 年	4 年
有価証券取引税	615,946	1,380,964	1,782,030	2,106,053	1,338,111	782,878	468,252	313,613
株式譲渡益税	-	-	-	-	681,870	649,866	391,528	186,070
合計	615,946	1,380,964	1,782,030	2,106,053	2,019,981	1,432,744	859,780	499,683

	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	月間売却代金 5 兆円を前提(注 3)
有価証券取引税	445,492	379,129	478,555	420,774	402,603	193,422	38,016	-
株式譲渡益税	279,117	259,644	241,541	284,657	193,312	159,204	429,193	792,404
合計	724,609	638,773	720,096	705,431	595,915	352,626	467,209	792,404

(注 1) 有価証券取引税は年度ベースの納税額。ただし、平成 11 年に限っては 11 年 1 月～3 月の納税額を合計した数字。

(注 2) 株式譲渡益税の平成 11 年の数字は、売却代金(東証 1 部)の増加率をもとに推計。

(注 3) 月間の個人投資家の株式売却代金(東証 1 部)を 5 兆円と想定し、その 8 割にあたる金額に 1.05% を乗じて源泉分離課税による納税額を算出する。当該源泉分離による納税額の平成 10 年の納税額からの増加率を、10 年の申告分離課税による納税額に乘じることにより申告分離課税による納税の額を算出した。

(注 4) 平成 8 年 4 月 1 日以降、源泉分離課税の税率は 1.05% (= 5.25% × 20%) に変更。変更前は 1%。

(注 5) 株式等に係る有価証券取引税は、平成 8 年 3 月 31 日以前は 0.3%、8 年 4 月 1 日以降 0.21%、10 年 4 月 1 日以降 0.1%、11 年 4 月 1 日以降廃止。

(出所) 国税庁統計年報書をもとに大和総研作成

仮に売却代金が年間を通じて、平成 11 年 11 月・12 月のように月間 5 兆円であるとすれば、源泉分離課税の税収は約 5,040 億円であると推定される。また、申告分離課税の税収も、仮に源泉分離課税と同率で増加したとすれば、約 2,880 億円であると推定される。とすれば平成 11 年 11 月・12 月のように個人の月間の株式売却代金が年間を通じて 5 兆円ベースであったとすれば、年間の株式キャピタルゲイン税収は約 7,920 億円に達すると、大雑把ながら推定される。これはほぼ 91 年の実績に迫る水準であり、92 年以降の各年の税収を上回る。

このように有価証券取引税が廃止されて個人の株式取引が活発化した結果、株式取引に係る税収は大幅に伸びているわけである。

4 . 株式取引に係る税制の在り方

個人投資家は、株式取引に係る税制の変化に敏感に反応する。今日、ようやく好調になり始めた株式市場に対して、そのきっかけを与えたものは、そもそもは平成 11 年 4 月の有価証券取引税廃止であった。その結果、株式市場は活発化し、株式取引に係る税収も大幅にアップした。つまり個人の株式取引の税コストを抑えることにより、取引そのものが活性化し、その結果税収も増えるという好循環を生んだわけである。

だが、ここに一つ問題がある。平成 13 年 4 月 1 日から、株式キャピタルゲイン税が申告分離課税に一本化されるスケジュールになっていることである。予定通り実施されれば、個人投資家にとって次の 3 つの負担増が発生する。

- a . 利益率が 4.04% 以上の場合の税負担アップ
- b . 株式取得価額が証明できない場合の税負担アップ
- c . 確定申告手続きが必要(預金など他の金融商品に比べて不利)

これでは平成 11 年 4 月以降、せっかく株式市場に帰ってきた個人投資家が、再び市場に背を向け離散してしまう可能性がある。むしろ、株式市場は政策的にこれを優遇してこそ市場の発展ひいては税収の拡大が望めるのである。個人取引のコストを上げる措置は、あるべき姿に全く反するものと言わねばならない。

大和総研としては、株式キャピタルゲインのみならず、金融商品全体について次のような税制を採ることを主張してきた。今後も大和総研としては、この基本的な主張を維持する。

- a . 株式キャピタルゲインを含む全金融商品を総合課税とする。納税者番号制度を導入して、把捉は確実に行うこととする。
- b . 株式長期キャピタルゲインに対して、(例えば一律 20% の)優遇税率を定める。
- c . 株式キャピタルゲインがネットでロスとなった場合、一定額他の所得と損益通算ができるようにする。
- d . それでもキャピタルロスが残る場合には、損失を繰延べて、翌年以降の株式キャピタルゲイン、給与等の所得と相殺できるようにすべきである。

もっとも上記のような税制を整備するためには、時間が必要であるとの議論も有り得よう。それであるなら、当面株式キャピタルゲインに係る源泉分離課税制度を現行のまま 2 ~ 3 年間延長し、その間に今後の制度をじっくりと議論すべきであろう。ともあれ、株式キャピタルゲインに対して現在以上の負担を強いる税制は、即刻改めるべきである。